屋・貝原・若狹・瀧又・管、原・日砂・濁池・浄土・ 屋地・高庭地・大久保・宮田・和氣女・下平・中 見えて、 尺か他・大町・番頭屋・引地・平栗・中尾・吉・谷 ・野、谷内・田村の二十七を有する。 小字は正佛・宮、腰・清太郎・蛇食・判

流である。源は浦上の山から出で、南流して 田村領に至り本川に入る。水源から落合まで ウラカミガハ 浦上川 四至郡八ヶ 川の 支

又右衞門は 同十七年 大平寺侯の 從臣と なつ 御門は寛永十八年富山侯の從臣となり、二男 大坂冬陣には鐙奉行であつた。その嫡子又右 ウラカミチブ 浦上治部 酸七百石を受け、

ウラガミネカンノン 浦ヶ巌観音 ↓ウシ

ガハナカンノン、牛が端観音。

たが、廢藩の後 佛國公使の 抗議を 受ける に 取り、廿五日以後卯辰山の谿間に收容し、翌 する通牒を受け、十二月大坂に於いて之を受 諸藩に拘置することゝした。この際金澤藩は なかつたから、その村民三千七百餘人を捕へ 支丹教徒に轉宗を强ひたが、彼等は之に從は (一)加賀藩―明治元年政府は長崎縣浦上の切 及び、六年三月政府は石川縣に命じて長崎縣 三年自ら 敗悔したと いふもの 三十一人を 得 に送還せしめた。 |一年十一月十三日五百餘人を長崎縣より送致 ウラカミノキリスタン 浦上の切支丹

|| た。他の九人は金澤藩を盛て直に富山藩に送 | た。孫右衞門の父孫右衞門も皆て長氏に仕へ | 健に 退去せず、平生 遺恨ある 反對黨を 竪蔵 | (五)加賀藩の鮨罪−この時網紀は江戸に在つ 五日太政官から肥前浦上の切支丹宗徒九十二 (二)大聖寺瀞―大聖寺瀞では明治二年十月廿 で八十三人を受取り、翌年正月十二日到着し 人を預けられる命を得て、十二月十九日神戸

とになつた。 人を又富山藩に引渡し、五年六月八日その殘 して教誨に努めたが、三年二月十六日三十三 る鐵炮場の長屋に收容し、少年は寺院に收容 られたのであつた。藩はこれ等を庄兵衛谷な 餘全部を金澤に移送して卯辰山に收容するこ

至れば乃ち延いて清談に耽つた。居ること凡 た。隠쯆その旅人を宿泊せしむることの游禁 紀別は文政三年九月四日七十六歳を以て歿し なるを以て、尾張町の旅宿に居らしめ、夜に 玉堂と號した。奥州會津の人といひ、又備的 嘗て 金裸に來り 寺島應鍪に 寄宿せんと 求め そ百日、その費は皆應養の償ふ所であつた。 岡山の産ともいふ。京師に出で、詩稿を嗜み、 ウラカミノリツョ 浦上耙弜 字は君輔、

單に八幡神社と稱する。 は神輿廻り給ひて、賑はしき也。」と見え、今 散村二十七ヶ所の宮々へ、祭禮八月十五日に 宮は浦上の宗社にて、宮の腰といいが所に在り。 **郡浦上に鎮座する。能登名跡志に、『此村八幡** ウラカミハチマンシヤ 浦上八幡社 以至

娶口御門をば、俗に 猿樂御門と 申候。』とあ 御樂屋あり。是を御樂屋多門といふ。放に右 に、『裏口御門は能役者出入の門の由。門内に の裏口で、切手門の内にあつた。金城深秘録 ウラグチモン 裏口門 金澤城内二、丸廣式

門―加賀藩の老臣長連頼の家老浦野孫右衛門 は七百石を食み、子兵扉別に二百石を受け、 た。孫右衛門の父孫右衛門も替て長氏に仕へ 次子掃部は阿岸氏を織いで四百石を領して居 ウラノジケン 浦野事件 (一)浦野孫右衛

> せんと無ひ、若し主君にして暇を賜はらば、 **範居しながら一門非三人を脅して存亡を共に** 書を上つて 致仕を請ひ、 廿五日 以後その家に

> > 萬兵衛、能登部下の小百姓永屋を能登部下の

獄に緊ぎ、十九日悉く金澤に檻送した。

り孫右衛門は多く勢家と婚を通じて威權を振 門は慶安元年を以て復歸したのである。是よ 奉行河島治兵衛の食敵を称らた。 に嶷し、二年大町藏奉行 大野治兵衛・金丸巌 文元年道路・上野・池島三人の十村を一時禁牢 とを好み、諸吏以下十村・肝煎に 至るまで延 **瓜島半郡を領して肝たから、他の諸士が領内** て居たが一たび國を去り、而して二代孫右衞 地の間に往來して事務を執つた。然るに孫右 ふに至つた。當時長氏は連龍の時の如く、匍 にする等の私曲があつた。是を以て連頼は寛 きて己の獣とし、隠田を開き和米の検査を寛 御門は米錢出納を攀り、多く能登に住するこ 散在の米地を有すると異なり、家臣等多く兩

日連頼の子元連及びその妹婿横山右近守知に 尚上用と稱して能登に往來したから、連頼は び加藤米女と共に邸を執つたが、孫右衞門は **悪名日に高くなつたから、窮鼠却つて猫を食 面目を発れしめたのであつた。しかも彼等の** 結果、彼等の所為略明白になつたが、尙孫右 の献策によつたものであらら。かくて検地の その奸曲を摘殺せんと欲し、五年突如檢地を を襲がしめた。是に於いて兵庫は阿岸掃部及 (一)長氏領内の検地―是より先孫右衞門は、 **衛門等の 采地に 及ばなかつた のは、その不** 孫右衞門に發老封二百石を給し、子兵庫に家 むの狀を 學んで、 兵庫・掃部は 六年三月十四 施行した。葢し浦野一派に反對する加藤釆女 寛文元年退隱を請らたから、連頼は大に喜び、

(三)百姓の嘆願―孫右衛門等の亡狀かくの如 仗を備へて 威を示した。 五月十六日再び出仕せしめた。しかも彼等は 未だ知らざる如く裝はしめ、兵庫等に繰して くであつたが、元連・右近二人は 連頼をして し、長氏の下屋敷に放火しようと廣言し、

る覺虧を滞の老臣に呈し、滞侯の裁斷を請う するの不可を思ひ、孫右衛門の罪狀を敷へた めた。連賴乃ち事體を重大視して、自ら處理

を教唆し、檢地中止嘆願の連判狀を提出せし **筒池蝦の遠置を攻撃し、七年正月米地の百姓**

日孫右衞門に黨した十村等を、能登部下村に 門を村井藤十郎の家に、弟伊久留八丞を西尾 投じ、久江の十村道閑、その子兵八・六太夫・ 村池島、能登部下の十村上野を田鶴濱の獄に の子八兵衛、笠師の十村太左衛門、三酔の十 ある算用場に召喚し、高田の十村二郎兵衛、そ 與三右衞門の家に、智宇留地平八を背山將監 (四)一味の逮捕―是に於いて藩の老臣等相議 へた。同日又千田八郎兵衞を能登に下し、三 し、その他多數徒黨の輩を長氏配下の家に捕 の家に、翌仁岸權之助を前田主膳の家に錮 岸友之助を永原左京の家に、弟中村八郎左衛 右近の家に、二男阿岸掃部を前田又勝の家に、 鋼を命じ、又孫右衞門の長子浦野兵庫を横山 多安房守政長の邸に召喚して伴八矢の家に禁 の家に避はして訊問せしめ、三月二日之を本 三男駒澤金左衞門を永原大學の家に、四男阿 し、阿部甚右衞門・松崎十右衞門を 孫右衞門